

各 位

会 社 名 株 式 会 社 極 楽 湯 代表者名 代表取締役社長 新 川 隆 丈 (JASDAQ・コード 2340) 問合せ先 取締役専務執行役員 松 本 俊 二 電 話 03-5275-0580(代)

会社分割による持株会社体制への移行 及び商号変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成29年1月1日を効力発生日として会社分割 方式による持株会社体制への移行に加え、それに伴う温浴事業を当社の100%子会社に承継させる会社分 割(以下、「本新設分割」といいます。)を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。 また当社は、平成29年1月1日付で「株式会社極楽湯ホールディングス」に商号を変更する予定です。 なお、移行につきましては平成28年6月29日開催予定の当社定時株主総会による承認、及び所管官公 庁の許認可が得られることを条件として実施いたします。また、本新設分割は当社単独の新設分割のた め、開示事項・開示内容を一部省略して開示しております。

記

. 本新設分割による持株会社体制への移行

1.背景・目的

当社は、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という企業理念のもと、国内では、リーズナブルな価格で入浴できる温浴施設(スーパー銭湯)の事業(直営及びフランチャイズ)を展開し、海外においても大型温浴施設を出店するなど新たな市場の開拓を行っております。

当社を取り巻く経営環境は、国内市場が成熟する中、業界再編及び業界を超えた競争の激化等、大きな変革の時期を迎えております。そのような経営環境の中、今後も当社事業の持続的な成長を実現させるためには、グループ経営戦略として、事業環境の急速な変化への迅速且つ適切な対応、既存事業領域における絶えざる変革と業容の拡大、並びに関連する事業領域での国内外の有力企業との連携やM&Aの推進及び事業シナジーの最大化、グループの健全な成長を促す体制を確立することが必要と判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社体制に移行することで、経営機能と執行機能を明確に分離し、強化された体制のもと、持株会社においては、グループ経営戦略の立案と経営資源の配分の最適化の意思決定を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく迅速な業務執行により競争力及び効率性を一層高め、グループ企業価値向上を目指します。

2 . 持株会社体制への移行の要旨

- (1)現在当社が展開している温浴事業を新設する事業会社へ分割します。
- (2) 当社は、持株会社となり、統括管理機能(グループ戦略立案機能、意匠等知的財産の管理機能 等)を担ってまいります。
- (3)当社は、持株会社として引き続き上場を維持し、現在の当社の事業子会社は持株会社の子会社 となります。

3 . 会社分割の要旨

(1)本新設分割の日程

株主総会基準日 平成28年3月31日 新設分割計画承認取締役会決議 平成28年5月13日 新設分割計画承認株主総会決議 平成28年6月29日

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする分社型新設分割です。

(注) 当社は本件分割期日に持株会社制に移行し、「株式会社極楽湯ホールディングス」へ商号変更予定です。

平成29年1月1日(予定)

- (3)持株会社体制への移行を効率的かつ円滑に実施するため、当該分割方式を採用いたしました。
- (4)本新設分割に係る割当ての内容

分割期日(効力発生日)

新設分割承継会社は、普通株式800株を発行し、その全てを分割会社である当社に割当てます。 また、新設分割承継会社は、社債を発行し、その全てを分割会社である当社が引き受けます。

(5) 本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、その扱いに変更はありません。なお、当社は新株予 約権付社債については発行していませんので該当事項はありません。

(6)本新設分割により増減する資本金等

本新設分割による当社資本金等の増減はありません。

(7)承継する権利義務

本新設分割により、新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における 当社の分割対象事業に属する資産、負債、各種契約などの権利義務並びに従業員との雇用契約 を承継いたします。但し、金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約等に関連する契約、当 社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業、グループ運営に 関する事業並びに新設分割承継会社から業務受託する従業員の雇用契約を除きます。

なお、新設分割承継会社が当社から継承する債務については、いずれも重畳的債務引受の方 法によるものといたします。

(8)債務履行の見込み

本新設分割に際して、当社の既存の金銭消費貸借契約等の借入債務については、新設分割承 継会社に承継いたしませんが、分割時に設備資金や長期運転資金等の本事業に起因する借入相 当額(残債額)を新設分割承継会社が契約ごとに社債発行し、当社が全て引き受けることで、 返済原資が確保されるため、当社の債務履行の見込みは問題ないものと判断します。また、新 設分割承継会社が発行する株式は全て当社に割当てられること、新設分割承継会社に承継され る負債に対し、当社が重畳的債務引受を行うことにより、新設分割承継会社の債務履行の見込 みについても、問題はないものと判断しております。

4 . 本新設分割の当事会社の概要

(1)各当事会社の概要

	分割会社	新設会社	
	平成28年3月31日現在	平成29年1月1日設立予定	
(1)名称	株式会社極楽湯 (平成29年1月1日付で株式会社 極楽湯ホールディングスに商号 変更予定)	株式会社極楽湯	
(2)所在地	東京都千代田区麹町2 4	東京都千代田区麹町2 4	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 新川 隆丈	代表取締役 新川 隆丈	
(4)事業内容	温浴事業等	温浴事業等	
(5)資本金	2,412百万円	40百万円	
(6)設立年月日	昭和55年4月10日	平成29年1月1日(予定)	
(7)発行済株式数	14,142,600株	800株	
(8)決算期	3月31日	3 月31日	
(9)大株主及び持株比率	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション(18.1%) 新川 隆丈(4.9%) アサヒビール株式会社(3.7%) 株式会社恒成商事(1.8%) 日本生命相互会社(1.7%)	株式会社極楽湯ホールディングス (100%)	

(2)分割会社の最近決算期間の業績

決算期	平成28年3月期	
純資産	6,863百万円(連結)	
総資産	18,833 百万円(連結)	
1 株当たり純資産	378.22 円 (連結)	
売上高	14,129 百万円(連結)	
営業利益	448 百万円(連結)	
経常利益	345 百万円(連結)	
当期純利益	312 百万円(連結)	
1 株当たり当期純利益	24.19円(連結)	

5 . 分割する事業部門の概要

(1)分割する部門の事業内容 温浴事業

(2)分割する部門の経営成績(平成28年3月期)

	分割事業実績 (a)	当社連結の実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	10,899百万円	14,129百万円	77.1%

(注)上記数値は、平成28年3月期の経営成績を基に算出しております。

(3)分割する資産、負債の項目及び金額

分割会社の温浴事業に属する資産、負債を新設会社に承継いたします。 なお、金額については、現時点では確定できておりません。確定次第お知らせいたします。

6. 本新設分割後の状況

	分割会社	新設会社	
(1)名称	株式会社極楽湯ホールディングス	株式会社極楽湯	
(2)所在地	東京都千代田区麹町2 4	東京都千代田区麹町2 4	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 新川 隆丈	代表取締役 新川 隆丈	
(4)事業内容	持株会社としてのグループ企業の 統括管理全般	温浴事業等	
(5)資本金	2,412百万円	40百万円	
(6)決算期	3月31日	3月31日	

⁽注)記載の分割会社の資本金は、平成28年3月31日現在のものであり、平成29年1月1日時点では新株予約権等の行使状況により変動いたします

7.今後の見通し

本新設分割により事業を継承する新設会社は、当社の100%子会社であるため連結業績に直接的な影響はありません。また、本新設分割以降の当社単体の業績につきましては、主としてグループ会社からの経営指導料収入、配当収入等により持株会社の運用経費等を賄う収益構造となる予定であります。

(参考) 当社の当期連結業績予想(平成 28 年 5 月 13 日公表分)及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期業績予想 (平成 29 年 3 月期)	13,800	650	500	220
前期実績 (平成 28 年 3 月期)	14,129	448	345	312

【参考資料】

持株会社体制移行前後のグループ組織(概略図)

持株会社体制移行前(平成28年5月13日現在)



持株会社体制移行後(平成29年1月1日(予定))



. 商号変更

1.商号変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、当社の称号を変更するものです。

2 . 新商号

株式会社極楽湯ホールディングス (英文: GOKURAKUYU HOLDINGS CO., LTD.)

3.新商号変更日

取締役会決議 平成28年5月13日 定款変更承認株主総会 平成28年6月29日 定款変更の効力発生日 平成29年1月1日

4 . 定款の一部変更

当社は、商号を変更するに当たり、平成28年6月29日開催予定の当社定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議します。定款の変更内容は、本日別途開示している「定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

以上